第二十四条第一項中「けん銃」を「拳銃」に、「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に、「記録票」を「登録票」に改め、同条第三項中「記録票」を「登録票」に改める。

第二十五条の見出し中「けん銃等」を「拳銃」に改め、同条第一項中「けん銃」を「拳銃」に、「および」を「及び」に、「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号中「および」を「及び」に、「記録票」を「登録票」に、「けん銃」を「拳銃」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第三号中「および」を「及び」に、「亡失けん銃」を「亡失拳銃」に、「ごろ」を「頃」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

（警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第二条　警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成十四年国家公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「「別記様式第一号による「けん銃貸与カード」」とあるのは「警察庁長官が別に定める様式による「特殊銃使用者指定カード」」と、「被貸与者の所属する部署」とあるのは「当該特殊銃の配備された指定所属」と」を削り、「別記様式第二号」とあるのは「警察庁長官が別に定める様式」を「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」に、「別記様式第三号」とあるのは「警察庁長官が別に定める様式」を「別記様式第二号」に改める。

附則の次に次の二様式を加える。

様式第一号

試射弾丸及び試射薬きよう　→　登　録　票

所属名	名　称	型　式	口　径	特殊銃 銃身長	番　号

8.0cm

試射年月日　年　月　日

備　考

← 7.0cm →

様式第二号

試射弾丸及び薬きよう送付書

平成　年　月　日

科学警察研究所長　殿

警察本部長　㊞

送付物件	試射弾丸及び試射薬きよう　各1個	試射年月日	年　月　日
亡失特殊銃	名称 / 型式 / 口径 / 銃身長	番号	亡失弾薬　発
亡失者	所属 / 官職 / 氏名　歳		
亡失年月日	平成　年　月　日午前後　時　分頃から　月　日午前後　時　分頃までの間		
亡失の場所			
亡失の状況			
備　考			

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十七年三月一日から施行する。

（警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置）

第二条　拳銃の送付及び登録並びに試射弾丸及び試射薬きようの整理保管については、第一条の規定による改正後の警察官等けん銃使用及び取扱い規範（以下「新けん銃規範」という。）第二十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第三条　新けん銃規範第二十五条第一項に規定する送付書の様式については、新けん銃規範別記様式第二号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置）

第四条　特殊銃の送付及び登録並びに試射弾丸及び試射薬きようの整理保管については、第二条の規定による改正後の警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（次条において「新特殊銃規範」という。）第十八条において準用する新けん銃規範第二十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第五条　新特殊銃規範第十八条において準用する新けん銃規範第二十五条第一項に規定する送付書の様式については、新特殊銃規範別記様式第二号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電　話　03（3587）4294
定　価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二〇円（本体三九〇円）　（配送料別）